

商品概要説明書

年金口座指定者向け金利上乘せ定期貯金

商 品 名	・年金口座指定者向け金利上乘せ定期貯金（愛称：年金特得） 《スーパー定期貯金＜単利型＞で組入れます》
ご利用いただける方	・個人のみ ・当 J A で年金振込の受取を既に開始している方 ・当 J A に年金振込の受取を新規に指定していただける方 ※対象となる年金・・・公的年金（国民・厚生・共済年金）の他、税法上の公的年金等に係る雑所得に該当する年金とします。 ※老齢年金の繰下げを選択されている方はご利用いただけません。（預入期間中に繰下げを選択された方も含みます。）
期 間	・1年の定型方式 ・自動継続（元金継続）でのお取扱いとなります。 ※元利金継続でのお取扱いはできません。 ※預入期間中に、当 J A において預入資格を満たさないと判断した場合は、継続方法を自動継続（元金継続）から非自動継続でのお取扱いに変更させていただきます。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・1円以上200万円以内 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・預入時の「スーパー定期貯金＜単利型＞」の店頭表示の利率に0.5%（税引前）を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用金利は、原則として、継続日における年金口座指定者向け金利上乘せ定期貯金の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）6か月未満 解約日における普通貯金利率 （2）6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、預入期間中に振込口座の指定が継続されない場合は預入時のスーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示利率を約定利率とします。

貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、総合リスク管理部（電話：0120－62－9311）または口座開設店舗にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総合リスク管理部または J A バンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045－211－7716）
その他参考となる 事項	・ 預入期間中に振込口座の指定が継続されないことが明らかであるときには、当該貯金を解約いただく場合がございます。 ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 総合口座の担保に組入れはできません。 ・ 本商品は、「自動継続スーパー定期貯金規定＜単利型＞」を適用します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 横浜